

| | |
|----------------|---|
| 整理番号 | 53 |
| 契約番号 | 3農振財契第586号 |
| 件名 | 東京都農林総合研究センター立川庁舎擬木フェンス更新工事 |
| 工事場所 | 東京都立川市富士見町三丁目8番1号 公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター地内(立川崖線道路) |
| 概要 | <p>【工事概要】</p> <p>(1) 既設擬木フェンスの撤去及び撤去後の路盤復旧 (2) 既設擬木柵撤去に伴う発生材の運搬処理 (3) リサイクルプラスチック樹脂を使用した擬木フェンスの新設</p> <p>(詳細は別紙仕様書のとおり)</p> |
| 工期 | 契約確定の翌日から令和4年3月31日まで |
| 入札方式 | 希望制指名競争入札 |
| 希望申出要件 | <p>①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者</p> <p>①東京都における令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない。)</p> <p>②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者</p> |
| 格付 | 問わない |
| 現場説明会 | 行わない |
| 入札予定日時 | 令和3年9月9日(水) 午後1時30分 ※時間を変更する場合があります。 |
| 予定価格 | ¥23,053,405-(消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 入札予定場所 | 公益財団法人東京都農林水産振興財団 講堂(東京都立川市富士見町3-8-1) |
| 希望申出期間 | 令和3年8月10日(火)から8月18日(水)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)(郵送「可」、但し期間内必着) |
| 希望申出場所 | 〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 |
| 希望申出時の提出書類 | <p>(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印)</p> <p>(2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入)</p> <p>(3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和3・4年度競争入札参加資格審査結果通知書(工事)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)及び土木工事業に係る建設業の許可証の写し (又は許可証明書)</p> <p>(4) 主任技術者として配置を予定する技術者に係る雇用関係証明書、資格証の写し及び健康保険被保険者証の写し</p> |
| 備考 | <p>(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。</p> <p>(1) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条第1項に基づく排除措置期間中でないこと。</p> <p>(2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。</p> <p>(3) 下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴収し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めてください。また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めてください。</p> <p>(4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の10日前までに行う予定です。</p> <p>(5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。</p> <p>(6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。</p> <p>(7) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行わないこと。</p> |
| 入札に関する問い合わせ先 | <p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当</p> <p>住所 東京都立川市富士見町3-8-1</p> <p>電話 042-528-0721</p> |
| 仕様内容に関する問い合わせ先 | <p>公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 管理係</p> <p>住所 東京都立川市富士見町3-8-1</p> <p>電話 042-528-0505</p> |

仕 様 書

- 1 件 名 東京都農林総合研究センター立川庁舎擬木フェンス更新工事
- 2 工事期間 契約確定の翌日から令和4年3月31日まで（土日祝祭日を除く）
- 3 履行場所 東京都立川市富士見町三丁目8番1号
公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下、「財団」という。）
東京都農林総合研究センター地内（立川崖線道路）
- 4 前払い金 本工事は、前払い金を支払わない。
- 5 工事概要
 - (1) 既設擬木フェンスの撤去及び撤去後の路盤復旧。
(別紙 資料1-既存擬木柵エリア全体図を参照のこと)
(別紙 資料1-A~H 各エリア別既存擬木を参照のこと)
(別紙 資料1-既存擬木フェンス姿図を参照のこと)
 - (2) 既設擬木柵撤去に伴う発生材の運搬処理。
 - (3) 既存擬木範囲に於いてリサイクルプラスチック樹脂を使用した擬木フェンスを新設する。
(別紙 資料2-エリア別新設擬木柵タイプを参照のこと)
(別紙 資料2-新設擬木柵タイプⅠ、Ⅱ、Ⅲを参照のこと)
- 6 一般事項
 - (1) この仕様書は、「東京都土木工事標準仕様書」（平成30年4月）（以下、「標準仕様書」とする。）に従い本工事の施工を行うこと。また、本工事は「標準仕様書」によるほか「土木工事共通仕様書」（国交省）を準拠するものとする。
 - (2) この仕様書は、修繕の大要を示したもので、本施工場所と対照し仕様書と相違ある場合、明記のない場合又は疑いを生じた場合は、全て財団担当者との協議すること。
 - (3) 施工現場の不具合その他の関係により、所定の寸法を変更し又は

取り付け方法を変える等の軽微な変更は、請負金額を増減することなく、財団担当者の指示に従い施工すること。

- (4) 本工事の契約後、速やかに施工計画書を提出すること。
- (5) 請負者は、工事に際して農場試験研究区域内での行動について常に監督員の指示に従い、施工区域以外への立ち入りは禁止する。
- (6) 現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、関連法令を遵守すること。
- (7) 既存施設、設備等の保護には十分注意し、万一損傷若しくは汚損させた場合には、請負者の負担において現状復帰すること。
- (8) 工事中は、車両通過路の封鎖をしないこと。
徒歩通路（A、B、D エリア）に於いて封鎖する場合は必ず迂回路を確保しつつ看板を設置するなど工事内容と迂回路を明示し、利用者への影響を最小限にすること。
- (9) 本工事の区間ごとの完成後は仮設をとることができる。
但し、全区間完成後、完成検査が終了するまでは工事中の看板を撤去しないこと。
- (10) 事故発生時は、速やかに監督員に報告のこと。
- (11) 本仕様内容に相違又は明示なき場合、若しくは疑義が生じた場合は、監督員と協議の上内容を確認すること。
- (12) 工事用資機材の保管この工事に用いる資材、機械等については、その保管場所、保管期間等詳細については監督員の指示によるものとする。
- (13) 作業日は土曜日、日曜日、祝祭日は除く。
作業時間は、原則として8：30～16：30までとする。
但し、工事の都合上又は農場業務上、作業時間の延長等を必要とする場合は事前に監督員と協議するものとする。

7 特記事項

- (1) 新設されるプラスチック擬木柵の樹脂部は「エコマーク」を取得した「再生プラスチック製」を用いること。
(別紙 資料2 新設擬木タイプ I、II、IIIを参照のこと)
新設される擬木で使用される鋼管は亜鉛メッキ STK400 以上とすること。
- (2) プラ擬木の外観は、クヌギ肌模様とし、色はダークブラウンとすること。
- (3) 新設される擬木柵の範囲は既設柵と同じ範囲とする。
新設される擬木の算出に於いては必ず設置現場の確認を行い、設定範囲に疑義がある場合は財団と協議し範囲を取り決めること。
- (4) 独立基礎使用場所の次の資料に示す場所は、地盤土流れが見えることからアスファルトまきなどによる流れ防止処置を施すこと。
(別紙 資料3-基礎ブロック流れ止め処理箇所を参照)
- (5) 保証期間 竣工検査合格後、1ヶ年とする。

8 発生材の処分 発生材の処分は、関係諸法令及び条例等に基づき適正に処理すること。また、処分を確認できる書類を提出すること。

9 安全の確保 受託者は、業務遂行にあたり適切な安全対策を行い、事故発生を防ぐよう安全管理に注意を払うこと。

10 写真の提出 作業工程ごとに、作業前・作業中・作業後（完成）を撮影し、作業状況が容易に確認できる写真を提出すること。

11 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

12 環境により良い自動車の使用について

本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

13 支払方法

履行完了後に提出される完了届に基づき検査を行い、合格と認定した後、支払請求書を受領した日から 40 日以内に支払うものとする。

14 暴力団排除に関する条項について

別に定める条項による。

15 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

- (1) 本契約に於いては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。

- (2) 契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、仕様書の内容に変更が生じる可能性が発生した場合、受託者からの申し出を踏まえ、受発注者間において、契約金額の変更、履行期限（納入期限）の延長のための協議を行う。

この場合、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき契約内容の変更を行うものとし、契約金額の変更については受発注間での協議を踏まえ適切に対応する。

16 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、財団と協議の上、決定するものとする。

担 当

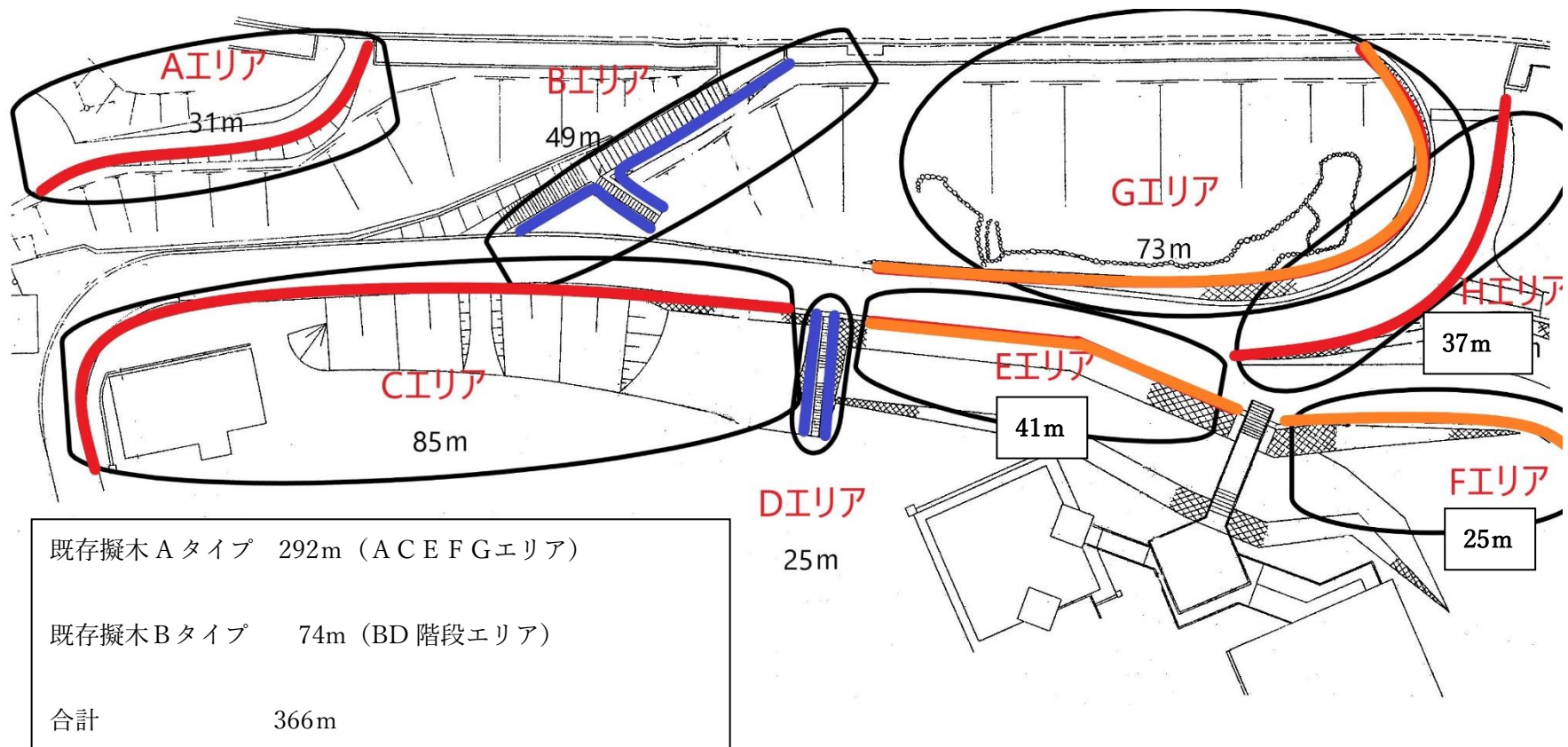
東京都立川市富士見町三丁目 8 番 1 号

(公財)東京都農林水産振興財団

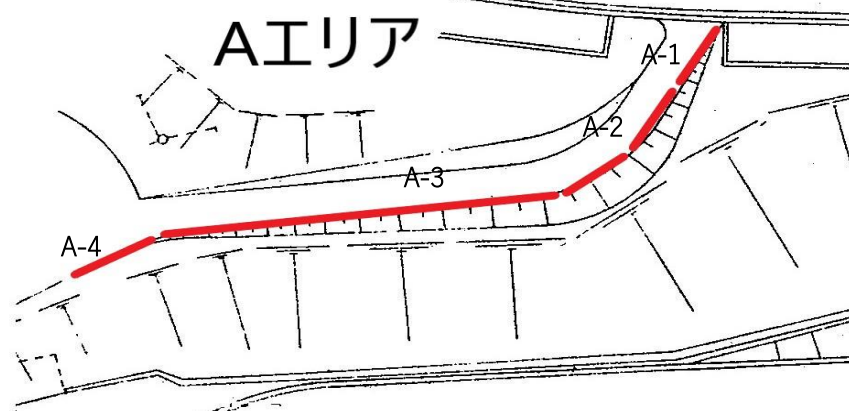
管理課管理係

Tel 042-528-0505

別紙 資料-1 既存擬木柵 エリア全体図

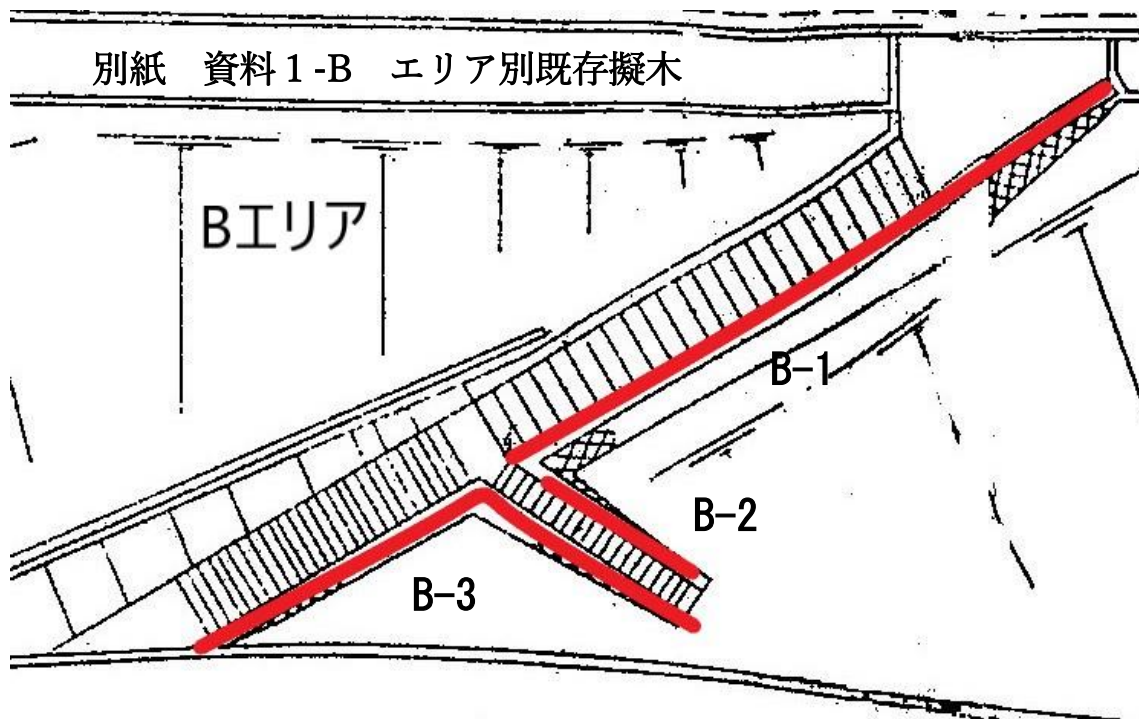


別紙 資料1-A エリア別既存擬木



| 既存擬木タイプ | エリア-ブロックNo. | 支柱数 (本) | 横木幅 ブロックサイズ (mm) |
|---------------|-------------|-----------|------------------|
| Aタイプ | A-1 | 5 | 5400 |
| Aタイプ | A-2 | 5 | 5400 |
| Aタイプ | A-3 | 13 | 15000 |
| Aタイプ | A-4 | 4 | 4200 |
| Aエリア合計 | 4 | 27 | 30000 |

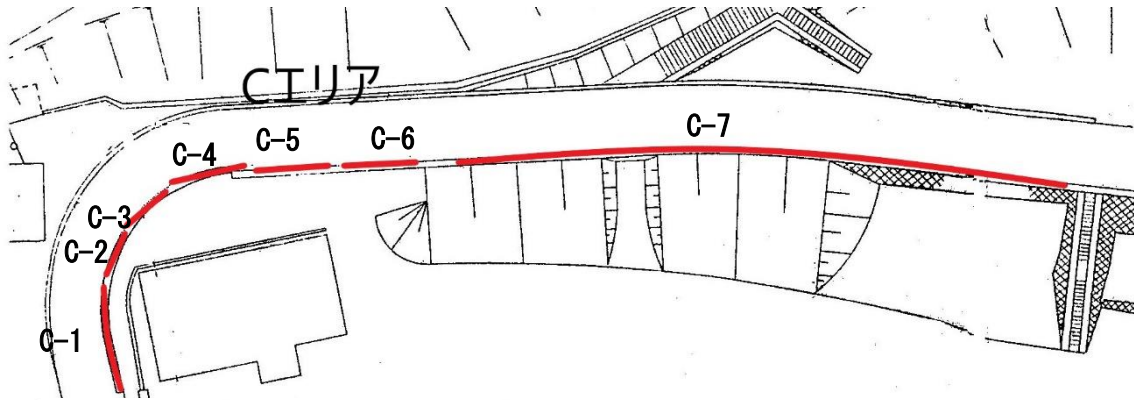




| 既存擬木タイプ | エリア-ブロックNo. | 支柱数 (本) | 横木幅 | ブロックサイズ (mm) |
|---------------|-------------|-----------|-----|--------------|
| Bタイプ | B-1 | 19 | | 23600 |
| Bタイプ | B-2 | 6 | | 6400 |
| Bタイプ | B-3 | 17 | | 19300 |
| Bエリア合計 | 3 | 42 | | 49300 |



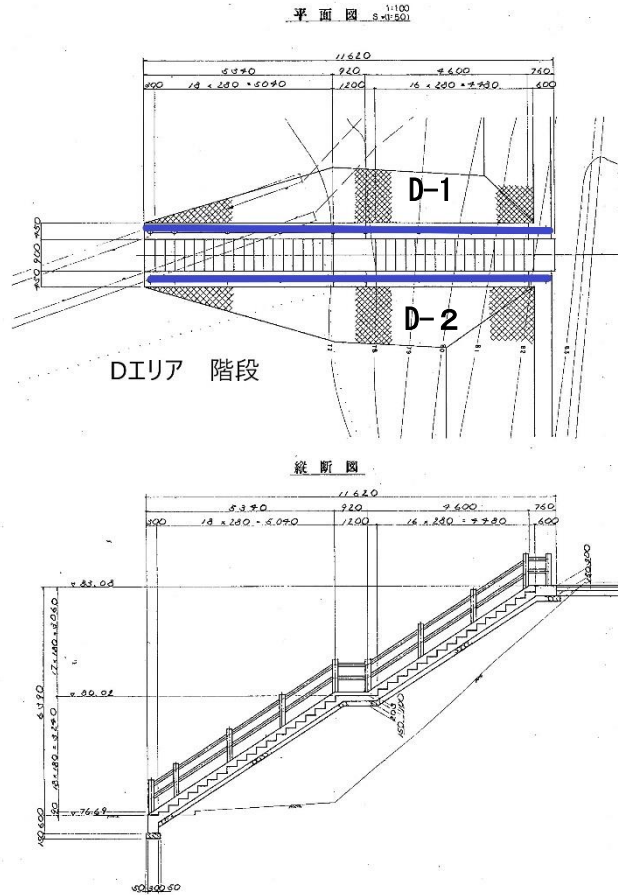
別紙 資料1-C エリア別既存擬木



| 既存擬木タイプ | エリア-ブロックNo. | 支柱数 (本) | 横木幅 | ブロックサイズ (mm) |
|---------------|-------------|-----------|-----|--------------|
| Aタイプ | C-1 | 5 | | 5400 |
| Aタイプ | C-2 | 3 | | 3000 |
| Aタイプ | C-3 | 3 | | 3000 |
| Aタイプ | C-4 | 3 | | 3000 |
| Aタイプ | C-5 | 3 | | 3000 |
| Aタイプ | C-6 | 3 | | 3000 |
| Aタイプ | C-7 | 51 | | 60600 |
| Cエリア合計 | 7 | 71 | | 81000 |



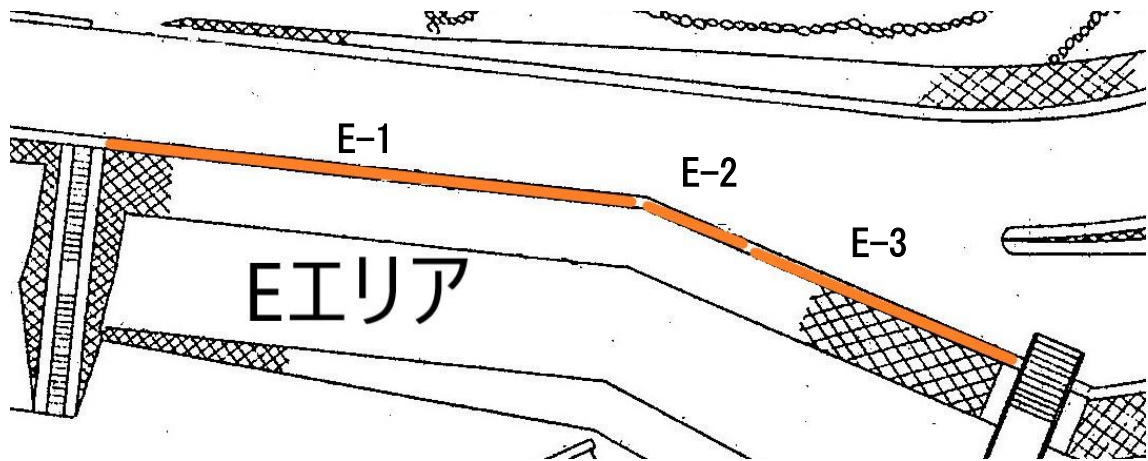
別紙 資料1-D エリア別既存擬木



| 既存擬木タイプ | エリア-ブロックNo. | 支柱数 (本) | 横木幅 ブロックサイズ (mm) |
|---------------|-------------|-----------|---------------------|
| Bタイプ | D-1 | 11 | 12450 |
| Bタイプ | D-2 | 11 | 12500 |
| Dエリア合計 | 2 | 22 | 24950 |



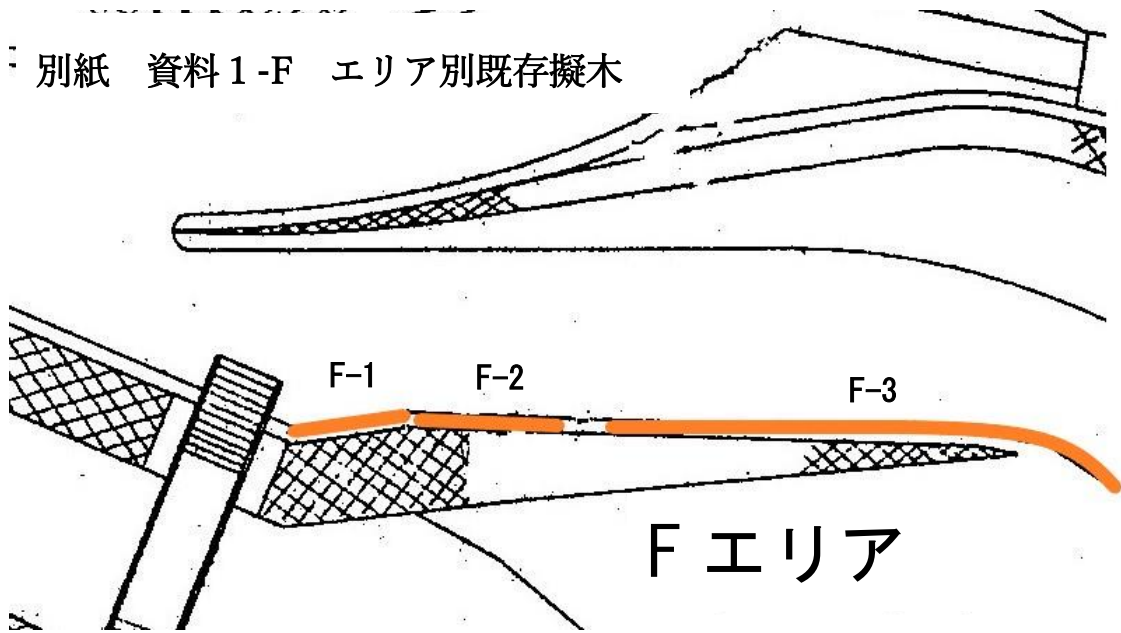
別紙 資料1-E エリア別既存擬木



| 既存擬木タイプ | エリア-ブロックNo. | 支柱数 (本) | 横木幅 | ブロックサイズ (mm) |
|---------------|-------------|-----------|-----|--------------|
| Aタイプ | E-1 | 19 | | 22200 |
| Aタイプ | E-2 | 4 | | 4200 |
| Aタイプ | E-3 | 12 | | 13800 |
| Eエリア合計 | 3 | 35 | | 40200 |



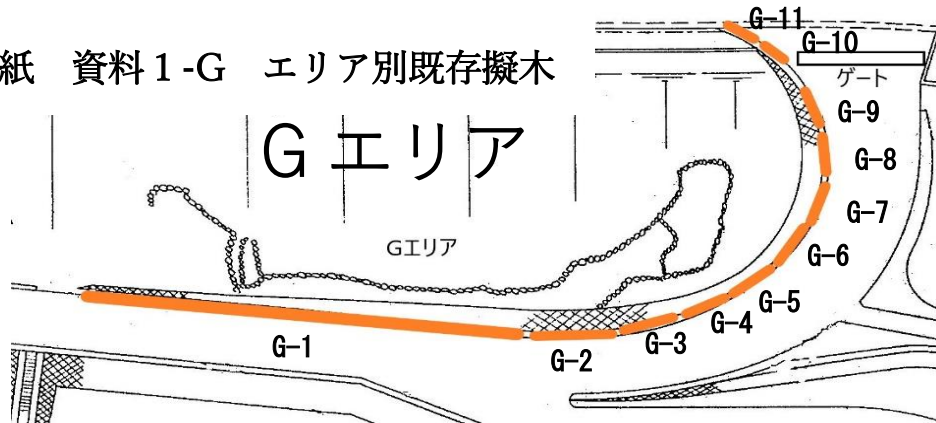
別紙 資料 1-F エリア別既存擬木



| 既存擬木タイプ | エリア-ブロックNo. | 支柱数 (本) | 横木幅 | ブロックサイズ (mm) |
|---------------|-------------|-----------|-----|--------------|
| Aタイプ | F-1 | 4 | | 4200 |
| Aタイプ | F-2 | 5 | | 5400 |
| Aタイプ | F-3 | 13 | | 15000 |
| Fエリア合計 | 3 | 22 | | 24600 |



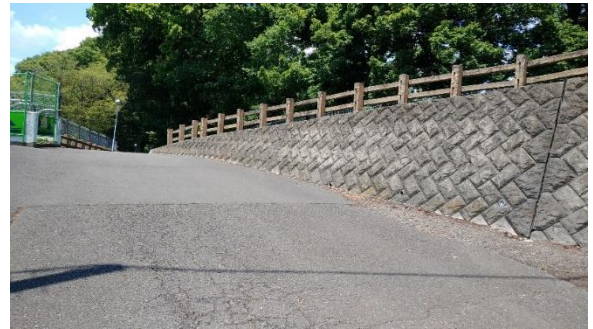
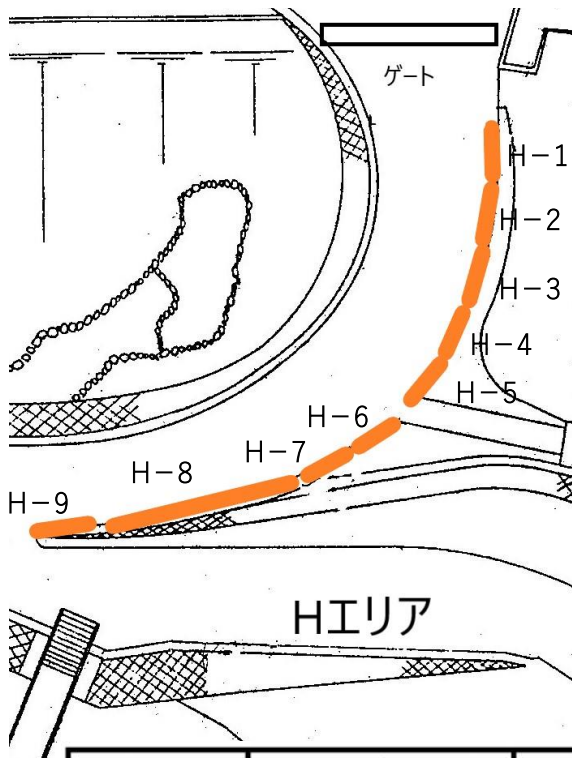
別紙 資料1-G エリア別既存擬木



| 既存擬木タイプ | エリア-ブロックNo. | 支柱数 (本) | 横木幅 | ブロックサイズ (mm) |
|---------------|-------------|-----------|-----|--------------|
| Aタイプ | G-1 | 28 | | 33000 |
| Aタイプ | G-2 | 6 | | 6600 |
| Aタイプ | G-3 | 4 | | 4200 |
| Aタイプ | G-4 | 4 | | 4200 |
| Aタイプ | G-5 | 4 | | 4200 |
| Aタイプ | G-6 | 3 | | 3000 |
| Aタイプ | G-7 | 3 | | 3000 |
| Aタイプ | G-8 | 3 | | 3000 |
| Aタイプ | G-9 | 4 | | 4200 |
| Aタイプ | G-10 | 2 | | 1800 |
| Aタイプ | G-11 | 3 | | 3000 |
| Gエリア合計 | 11 | 64 | | 70200 |



別紙 資料1-H エリア別既存擬木



| 既存擬木タイプ | エリア-ブロックNo. | 支柱数 (本) | 横木幅 ブロックサイズ (mm) |
|---------------|-------------|-----------|---------------------|
| Aタイプ | H-1 | 3 | 3000 |
| Aタイプ | H-2 | 3 | 3000 |
| Aタイプ | H-3 | 3 | 3000 |
| Aタイプ | H-4 | 3 | 3000 |
| Aタイプ | H-5 | 3 | 3000 |
| Aタイプ | H-6 | 3 | 3000 |
| Aタイプ | H-7 | 3 | 3000 |
| Aタイプ | H-8 | 11 | 12600 |
| Aタイプ | H-9 | 3 | 3000 |
| Hエリア合計 | 9 | 35 | 36600 |

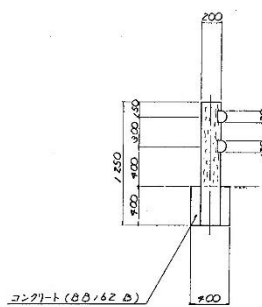
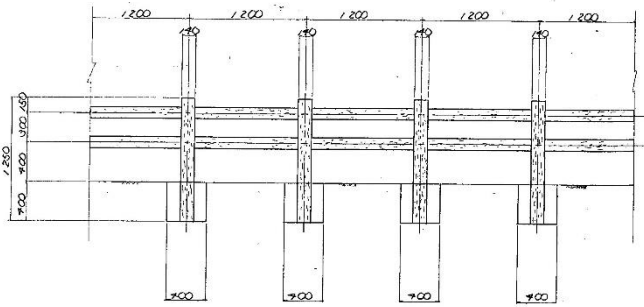


別紙 資料1-既存擬木柵姿図 (Aタイプ、Bタイプ)

既存Aタイプ擬木

基礎：独立基礎 400□
有筋コンクリート

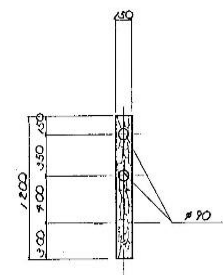
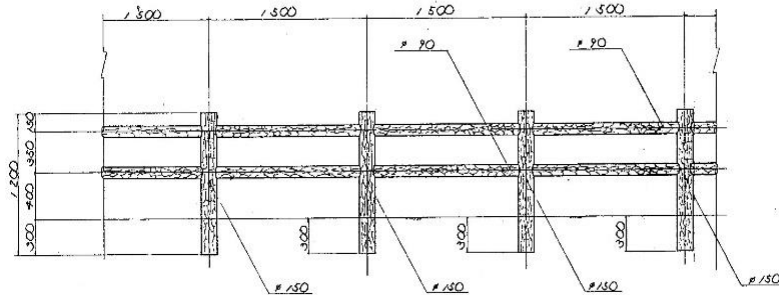
断面図



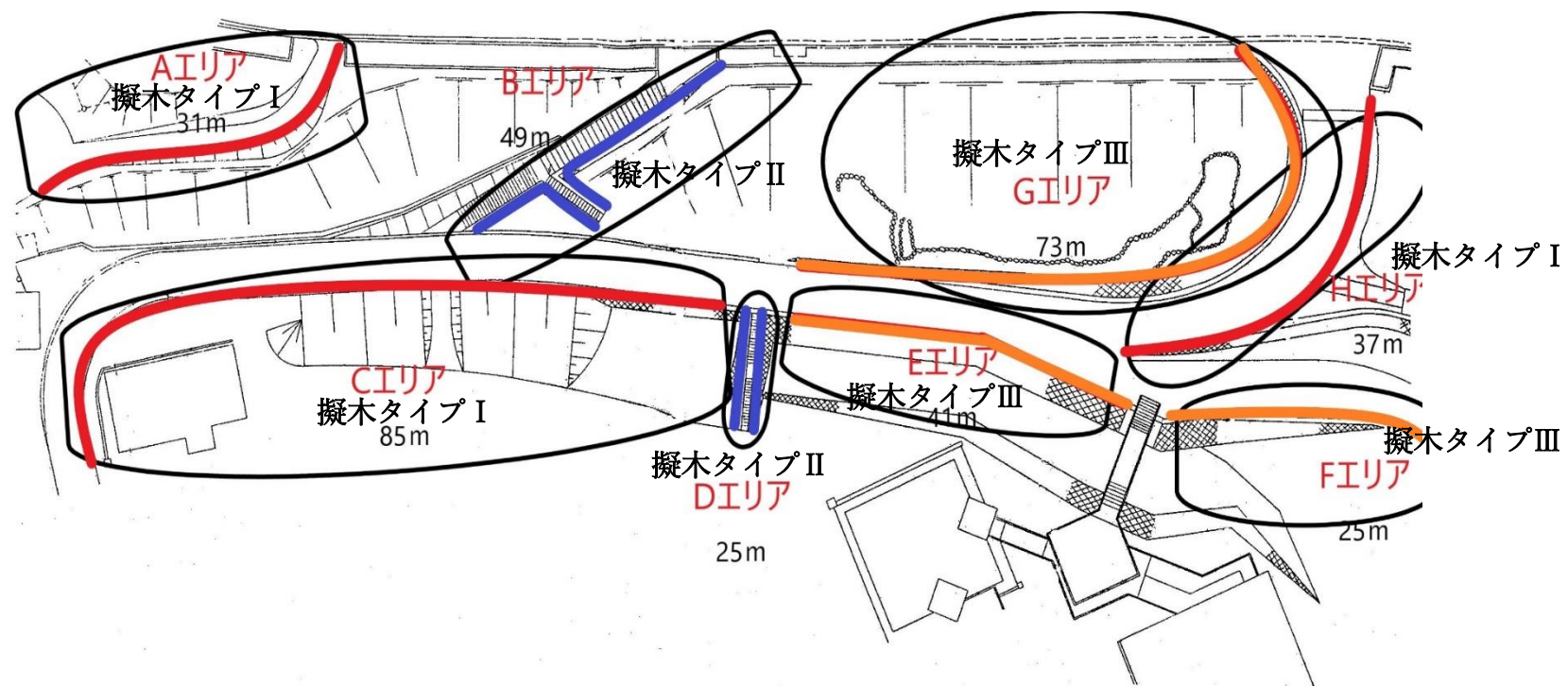
既存Bタイプ擬木

基礎：石積擁壁埋め込み
有筋コンクリート

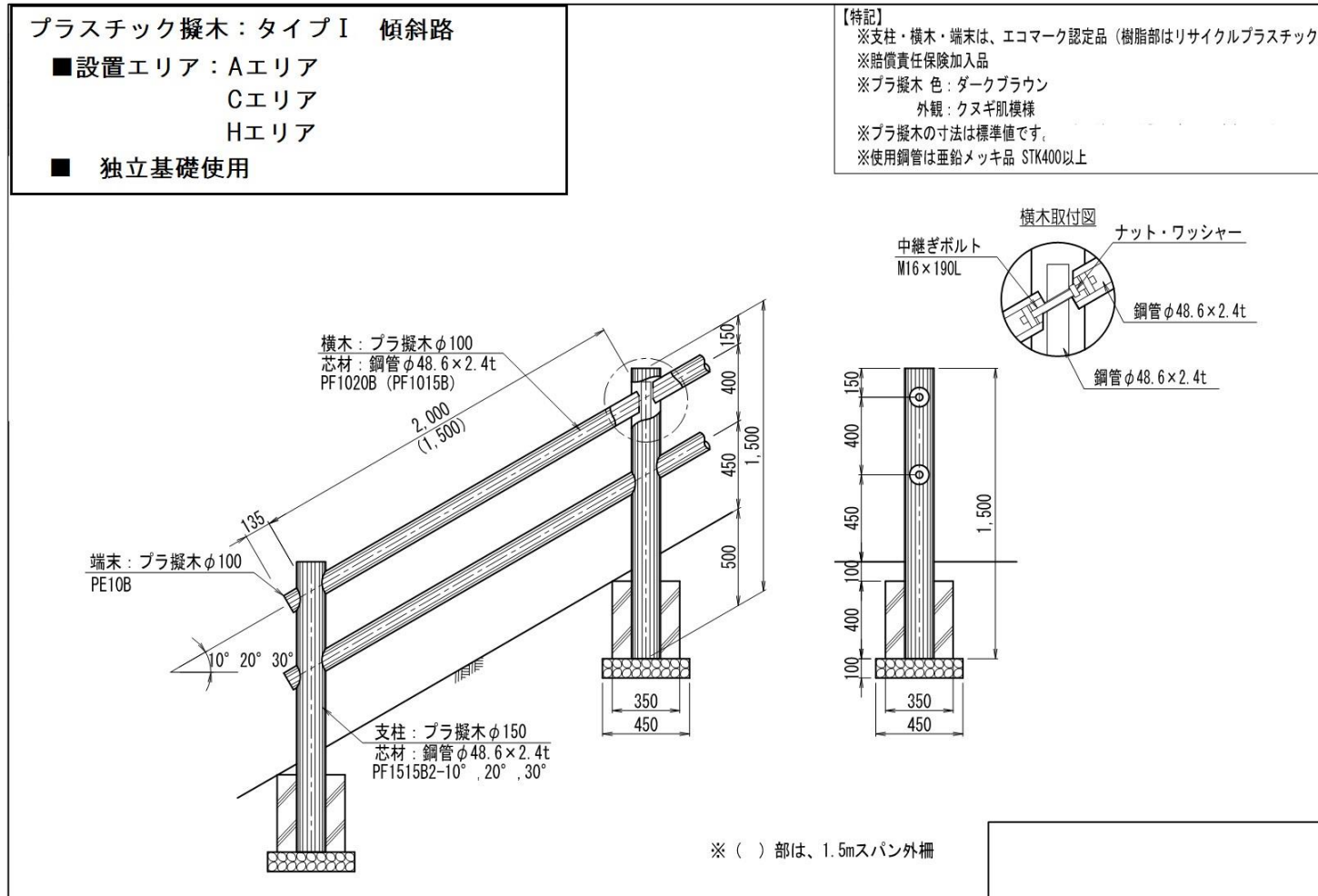
断面図



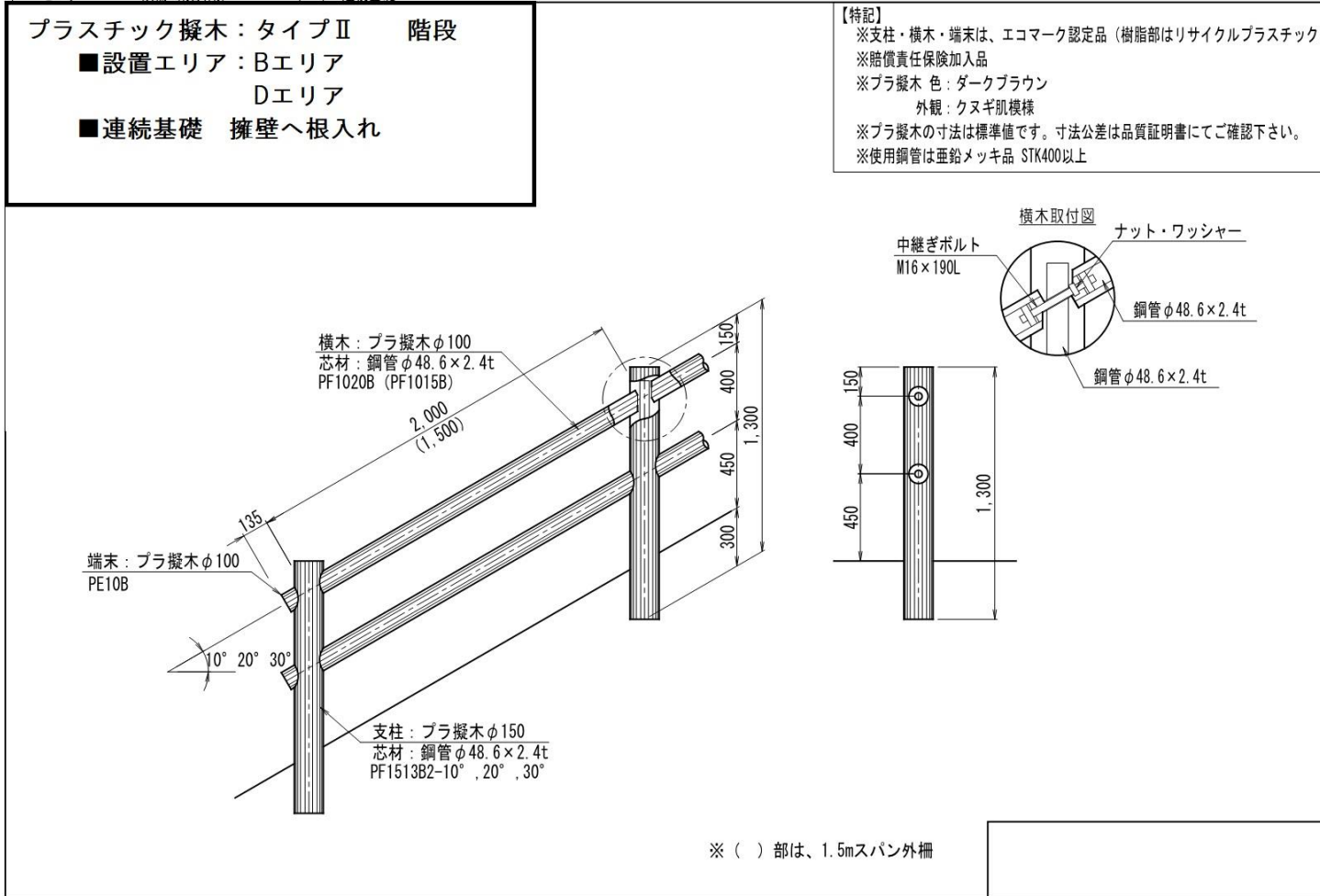
別紙 資料2 エリア別新設擬木柵タイプ



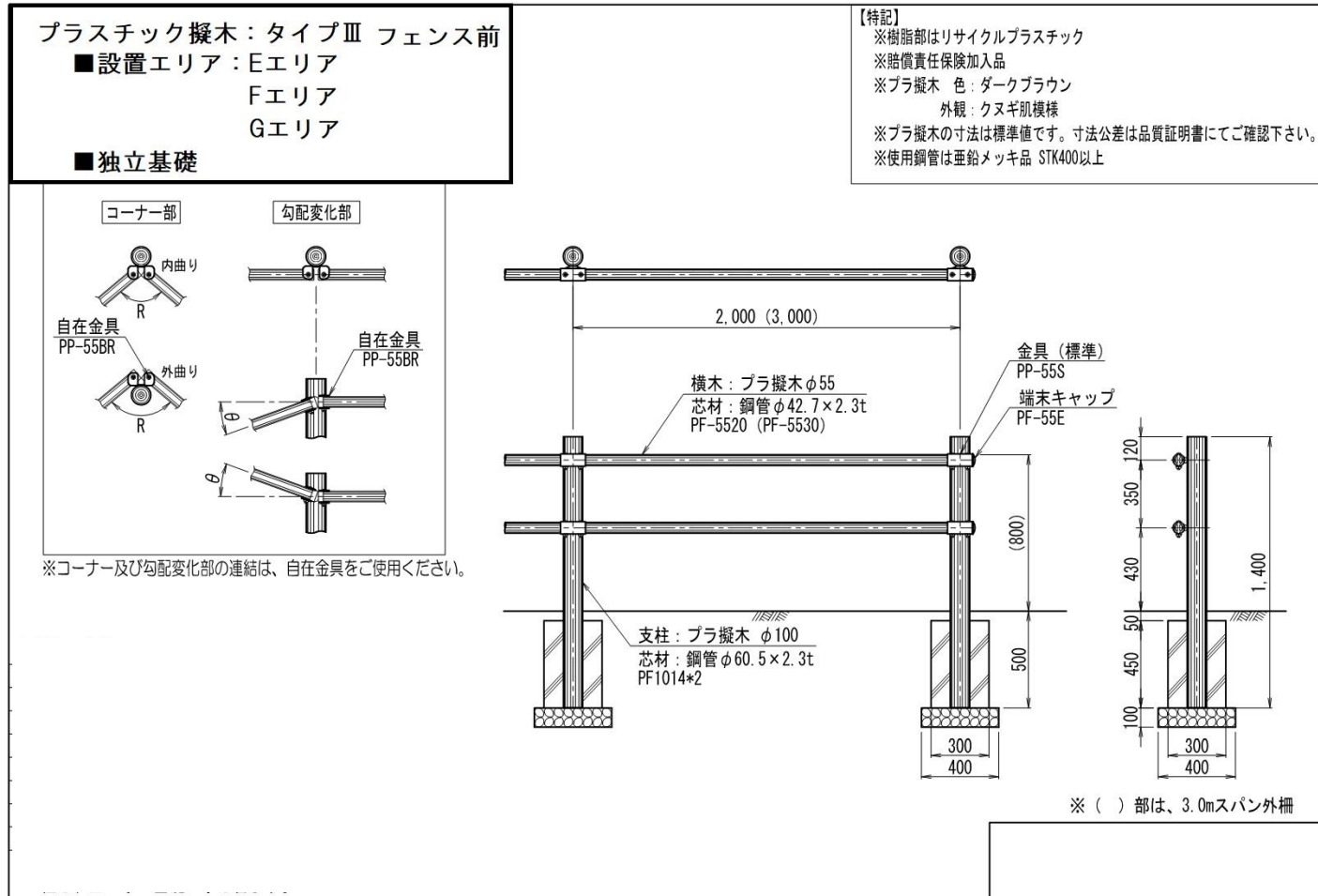
別紙 資料2-新設擬木タイプI



別紙 資料2-新設擬木タイプII

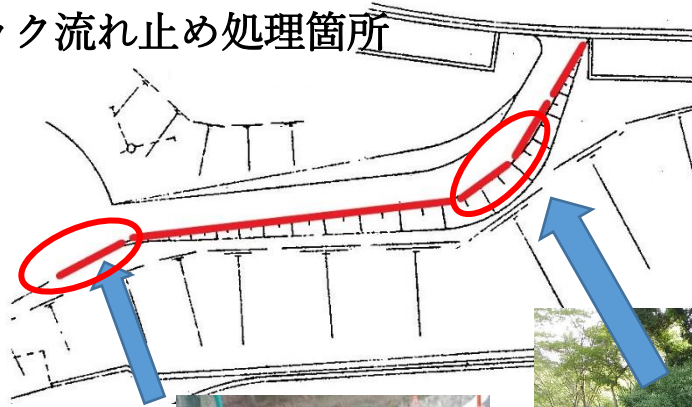


別紙 資料2-新設擬木タイプⅢ



別紙 資料3

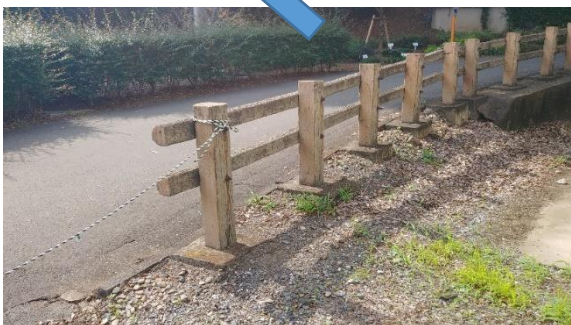
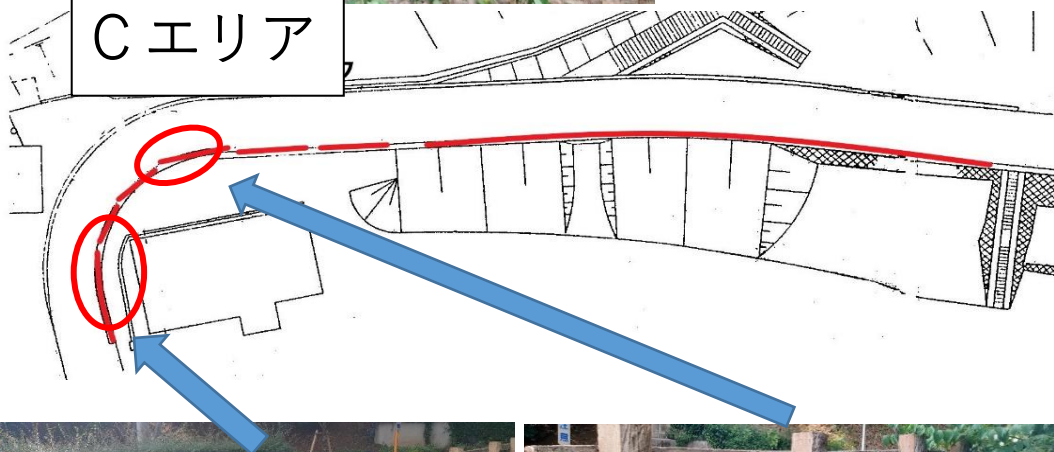
基礎ブロック流れ止め処理箇所



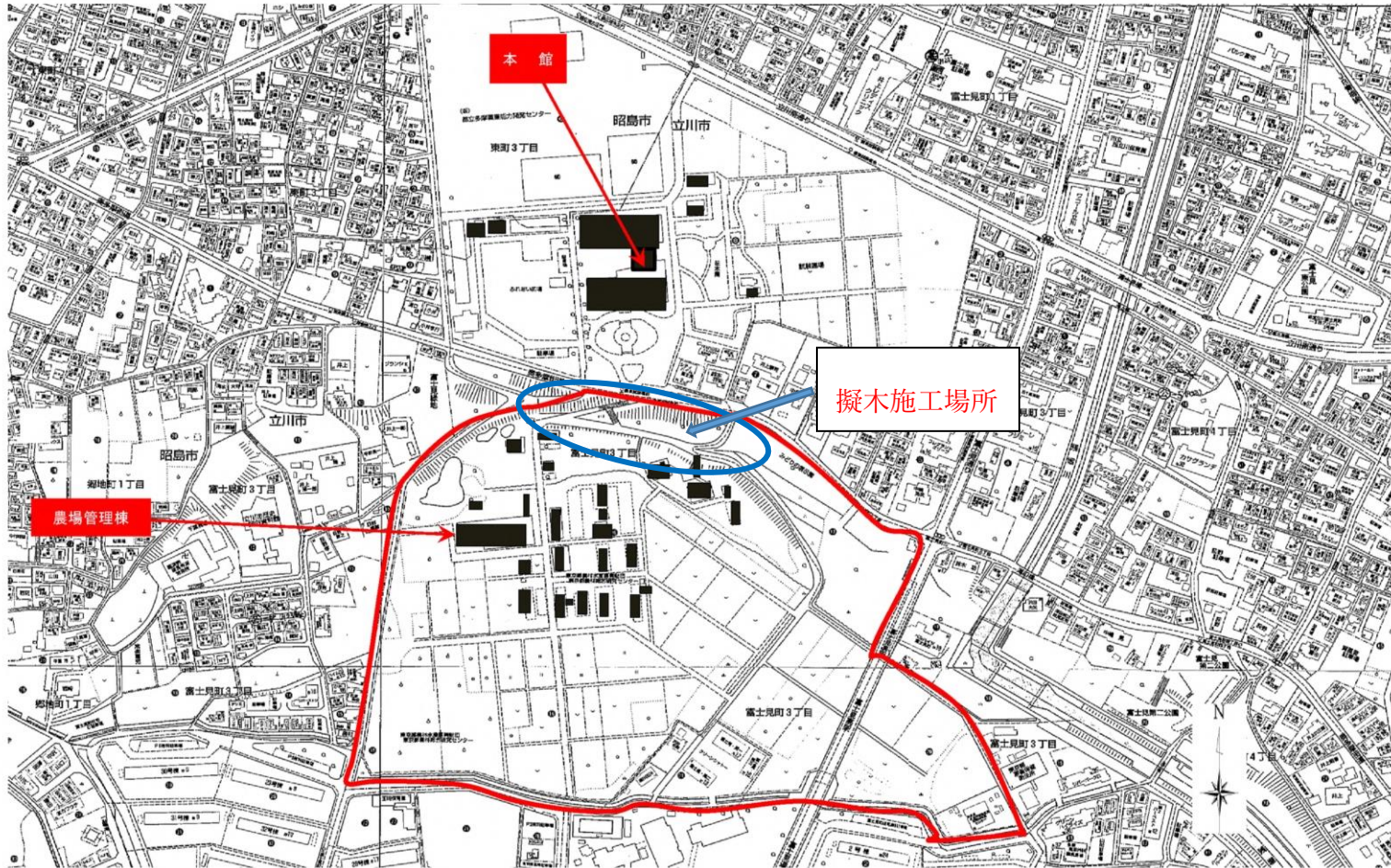
Aエリア



Cエリア



立川庁舎案内図





添付資料(4)
事業所案内図